

令和6年10月3日(木)  
宮崎県情緒障がい教育研究部会

## 多様な教育的ニーズのある児童生徒への指導・支援

- I. 多様な教育的ニーズのある子供たち
- II. 通級による指導の充実に向けて
- III. 教員の特性への注目

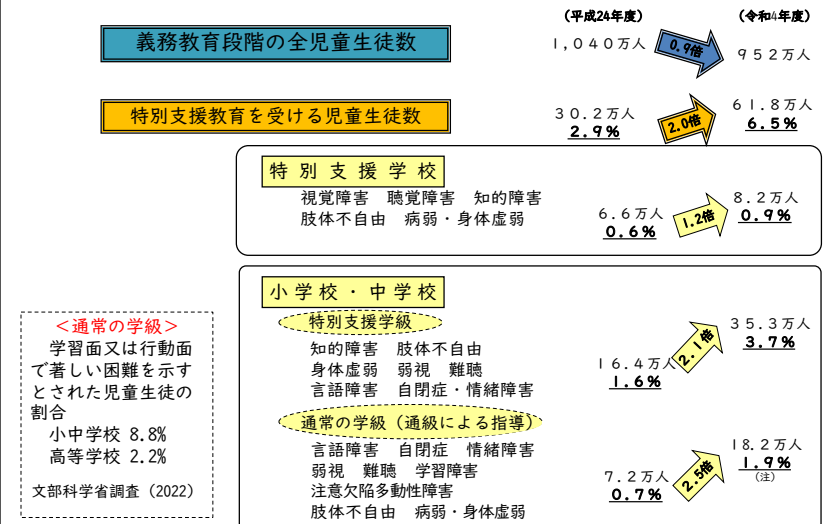
## 関連する研究

- 基幹研究(発達・情緒班)：令和元年～2年度  
社会とのつながりを意識した発達障害等への専門性のある支援に関する研究  
～二次的な障害の予防・低減に向けた通級による指導等の在り方に焦点を当てて～
- 重点課題研究(教科指導)：令和3年～4年度  
通常の学級における多様な教育的ニーズのある子供の教科指導上の配慮に関する研究
- 重点課題研究(学びの場)：令和5年～7年度  
多様な教育的ニーズのある子供の学びの場の充実に関する研究  
～通常の学級に在籍する子供の指導・支援に頂点を当てて～
- 障害種別(発達・情緒班)：令和3年～7年度  
発達障害の特性や教育的ニーズに応じた個別的な指導・支援の在り方に関する研究
- 科学研究費補助金基盤研究C  
・高等学校における特別支援教育推進のための施策展開に関する研究  
(令和3～6年度)  
・高等学校における個別的なニーズのある生徒への「支援実践モデル」の提案  
(令和6～8年度)

## I. 多様な教育的ニーズのある子供たち

## 特別支援学校等の児童生徒の増加の状況(H24→R4)

- 直近10年間で義務教育段階の児童生徒数は1割減少する一方で、特別支援教育を受ける児童生徒数は倍増。
- 特に、特別支援学級の在籍者数(2.1倍)、通級による指導の利用者数(2.5倍)の増加が顕著。



(注) 通級による指導を受ける児童生徒数(18.2万人)は、最新の調査結果であるR3年度通年(国公私立)の値を用いている。  
なお、平成24年度の通級による指導を受けている児童生徒数(7.2万人)は、5月1日時点(公立のみ)の値。

## 通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査

通常の学級担任等が「学習面又は行動面で著しい困難を示す」と判断した児童生徒数の割合

平成14年調査（ 6.3% ）

平成24年調査（ 6.5% ）

令和4年調査（ . ） 、高等学校（ . ）

※「学習面での著しい困難」

「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」の一つあるいは複数で著しい困難を示す

※「行動面で著しい困難」

「不注意」「多動性-衝動性」、あるいは「対人関係やこだわり等」について一つか複数で問題を著しく示す

5

## 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの推進

「共生社会」とは、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会である。それは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会である。このような社会を目指すことは、我が国において最も積極的に取り組むべき重要な課題である。

基本的な方向性としては、障害のある子供と障害のない子供が、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきである。その場合には、それぞれの子供が、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか、これが最も本質的な視点であり、そのための環境整備が必要である。

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（平成24年、中央教育審議会）

7

## 様々な背景のある子供たち

いじめ

暴力行為

少年非行

児童虐待

自殺

中途退学

不登校

性に関する課題

インターネット・携帯電話に関わる問題

多様な背景を持つ児童生徒

- ・発達障害、精神疾患、健康課題に関する理解と対応
- ・支援を要する家庭状況（経済的困難、社会的養護の対象である児童生徒、外国人児童生徒等）

6

## 特別支援教育

「特別支援教育」とは、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）」（平成17年、中央教育審議会）

幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、**文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。**

学校教育法第81条第1項

8

## 多様な教育的ニーズのある子供たち

○平成29年改訂 小学校・中学校学習指導要領解説総則編

○平成30年改訂 高等学校学習指導要領解説総則編

<特別な配慮を必要とする児童生徒>

- ・障害のある児童生徒
- ・海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒
- ・不登校児童生徒
- ・学齢を経過した者（中学校のみ）

○令和4年改訂 生徒指導提要

<多様な背景を持つ児童生徒>

- ・発達障害、精神疾患、健康課題に関する理解と対応
- ・支援を要する家庭状況（経済的困難、社会的養護の対象である児童生徒、外国人児童生徒等）

9

## 多様な学びの場の確保

- 不登校の状態にある児童生徒の学びや育ちを支え、義務教育の機会を実質的に保障するため、学びの多様化 学校や校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム等）、教育支援センター等、一人一人のニーズに応じた多様な学びの場の確保や、学校や教育委員会が関与する中でのオンライン等による学習支援、NPO やフリースクール等との連携の強化、さらには夜間中学等における学習支援等、個々の不登校児童生徒の状況に応じた学びの多様化に資する環境整備を図ることが重要である。

「義務教育の在り方ワーキンググループ（中間まとめ）」（令和5年、中央教育審議会）

11

## 連続性のある「多様な学びの場」

- インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。 小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（平成24年、中央教育審議会）

10

## 特別支援学級の教育課程

【学校教育法施行規則 第百三十八条】

小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、第五十条第一項、第五十一条及び第五十二条の規定並びに第七十二条から第七十四条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

## 通級による指導の教育課程

### 【学校教育法施行規則第四百十条】

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校において、次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒のうち当該障害に応じた特別の指導を行う必要があるもの(※)を教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、…第八十三条及び第八十四条並びに第七十条…の規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

13

### ※ 平成25年10月4日 文部科学省 初等中等教育局長通知 (25文科初第756号) より

- ・ 言語障害者、自閉症者、情緒障害者、弱視者、難聴者、学習障害者、注意欠陥多動性障害者、肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者
- ・ 通常の学級での学習に概ね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度の者
- ・ 障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒に対する教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行う
- ・ 通級による指導の対象とするか否かの判断に当たっては、医学的な診断の有無のみにとらわれないよう留意し、総合的な見地から判断する

14

## 次の文章の括弧内に共通して入る語句を考えてください。

( ○○○○ ) とは、一人一人の児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めることを目指して行われる教育活動のことです。すなわち、( ) は、すべての児童生徒のそれぞれの人格のよりよき発達を目指すとともに、学校生活がすべての児童生徒にとって有意義で興味深く、充実したものになることを目指しています。( ) は学校の教育目標を達成する上で重要な機能を果たすものであり、学習指導と並んで学校教育において重要な意義を持つものと言えます。

各学校においては、( ) が、教育課程の内外において一人一人の児童生徒の健全な成長を促し、児童生徒自ら現在及び将来における自己実現を図っていくための自己指導能力の育成を目指すという( ) の積極的な意義を踏まえ、学校の教育活動全体を通じ、その一層の充実を図っていくことが必要です。

15

自己実現の基礎にあるのは、日常の学校生活の場面における様々な自己選択や自己決定です。そうした自己選択や自己決定の場や機会を与え、その過程において、教職員が適切に指導や援助を行うことによって、児童生徒を育てていくことにつながります。ただし、自己決定や自己選択がそのまま自己実現を意味するわけではありません。選択や決定の際によく考えることや、その結果が不本意なものになっても真摯に受け止めること、自らの選択や決定に従って努力することなどを通して、将来における自己実現を可能にする力がはぐくまれていきます。また、そうした選択や決定の結果が周りの人や物に及ぼす影響や、周りの人や物からの反応などを考慮しようとする姿勢も大切です。自己実現とは単に自分の欲求や要求を実現することにとどまらず、集団や社会の一員として認められていくことを前提とした概念だからです。

( ) 提要 第1章第1節1

平成22年3月作成

16

## 生徒指導提要(第1章 1.2.2 令和4年12月)

発達支持的生徒指導は、特定の課題を意識することなく、全ての児童生徒を対象に、学校の教育目標の実現に向けて、教育課程内外の全ての教育活動において進められる生徒指導の基盤となるものです。発達支持的というのは、児童生徒に向き合う際の基本的な立ち位置を示しています。すなわち、あくまでも児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させていくことが尊重され、その発達の過程を学校や教職員がいかに支えていくかという視点に立っています。すなわち、教職員は、児童生徒の「個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支える」ように働きかけます。

発達支持的生徒指導では、日々の教職員の児童生徒への挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話、及び、授業や行事等を通じた個と集団への働きかけが大切になります。

17

## II. 通級による指導の充実に向けて

## 生徒指導提要(生徒指導の4層) R4.12改訂

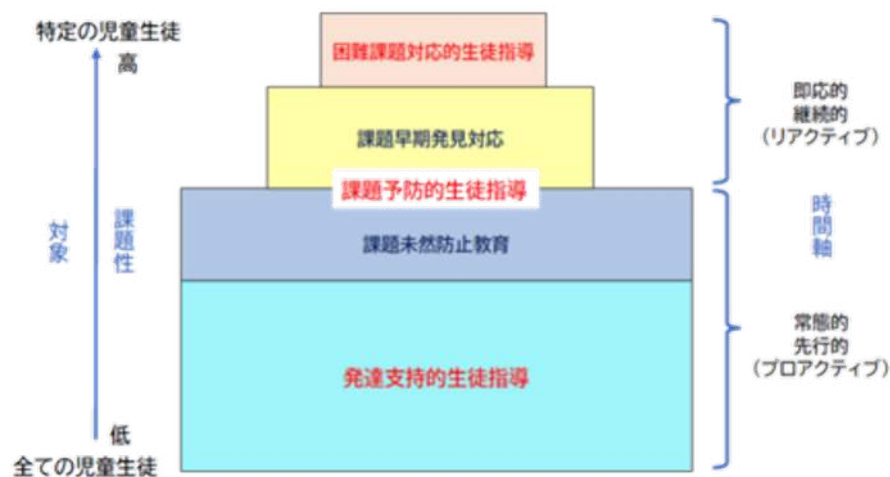


図 生徒指導の重層的支援構造

18

## 集団指導と個別指導

集団指導と個別指導は、集団に支えられて個が育ち、個の成長が集団を発展させるという相互作用により、児童生徒の力を最大限に伸ばし、児童生徒が社会で自立するために必要な力を身に付けることができるようにするという指導原理に基づいて行われます。そのためには、教職員は児童生徒を十分に理解するとともに、教職員間で指導についての共通理解を図ることが必要です。

令和4年改訂生徒指導提要

## 学校における指導・支援



【集団（一斉指導）】



【小集団】



【個別指導】



**全体**での指導や支援  
(学年や学科、学級)  
・支持的な学級風土  
・わかりやすい授業  
・心理的安全性の確保

**小集団**での指導や支援  
・特性や教育的ニーズ  
にに応じた指導

**個別**での指導や支援  
・特性や教育的ニーズ  
にに応じた指導

## 通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告（2023年3月）

1. はじめに
2. 特別支援教育に関する校内支援体制の充実
3. 通級による指導の充実
  - 通級による指導を受けている児童生徒数等
  - 通級による指導の意義・課題等
  - 通級による指導の実施形態等
  - 通級による指導の評価・検証
  - 通級による指導を担当する教師等の専門性向上
4. 高等学校における通級による指導の充実
5. 特別支援学校の専門性を活かした取組等
6. おわりに

## 通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告（概要）

(令和5年3月13日)

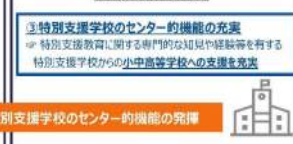
### 現状・課題

- ① 学習面又は行動面で著しい困難を示すと考えられた児童生徒：小中学校8.8% 高等学校2.2% → 全ての学級に特別な教育的支援が必要な児童生徒が在籍している可能性のうち、校内委員会で支援が必要と判断：小中学校28.7% 高等学校20.3% → 校内委員会の機能が十分に発揮されていない
- ② 他校通級は、小学校では約3割、中学校では約2割 → 児童生徒や保護者の迷途等の負担  
高等学校において、通級による指導が必要と判断された生徒が受けられていない実態がある → 実施体制が不十分
- ③ 障害の程度が重い児童生徒が通常の学級に在籍（就学先決定にあたり本人・保護者の意見を最大限尊重） → より専門的な支援が必要
- ④ 令和4年9月9日障害者権利委員会の勧告 → 障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場で共に学ぶための環境整備の推進が必要

### 小中高等学校等



### 特別支援学校



● 上記取組とあわせて、令和4年3月の検討会議報告を踏まえた特別支援教育を担当する教員等の専門性の向上を図るため、各自治体における令和6年度からの実現に向けた取組を促進させる。  
● 障害のある児童生徒が自己理解を促し自己肯定感を高め、自立し、社会の一員として活躍するために必要な基礎となる能力や態度を育てるキャリア教育の推進。  
● 国においては、連続性のある多様な学びの場の一環の充実・整備を進め、本報告に示した具体的な方向性を踏まえた関連施策等の充実を促し、各自治体や学校における取組について、必要な取組等を行うつつ、教員の働き方改革にも留意しながらその進捗状況等についてフォローアップを実施。

## 通級による指導の意義・課題等

- 本人や保護者が通級による指導の仕組みや意義等を理解し、納得した上で指導を受け、通級による指導を活用して良かったという成果を出すことが重要である。あわせて、当該児童生徒が、通級による指導で学んだことについて、在籍学級、学校での学習や生活の向上につながっていることを実感し、将来の生活につながっていくことを理解することは、通級による指導を主体的に受けることにつながる大切な視点である。

「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議（報告）」（令和5年、文部科学省）

## 通級の導入に向けた課題

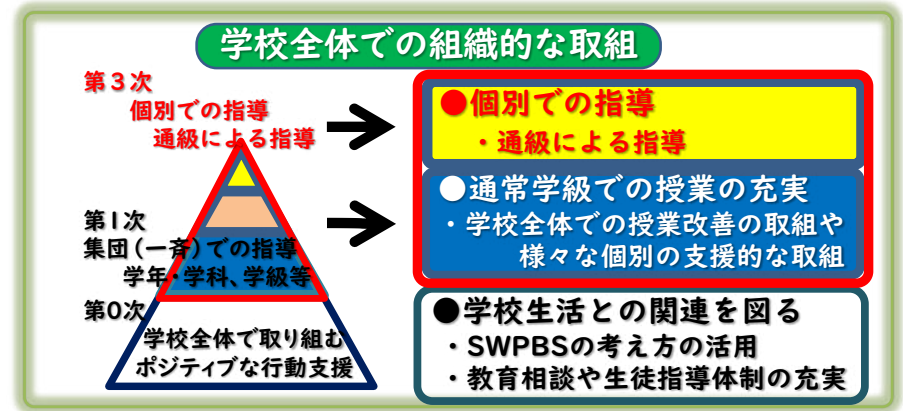
1. 通級による指導の位置づけ
2. 実施校、実施形態の設定
3. 教員の理解、校内支援体制
4. 教育課程の編成と単位認定
5. 対象生徒のニーズ把握と決定のプロセス
6. 担当教員の配置・専門性
7. 指導内容（自立活動に相当する指導）
8. 制度に対する説明・周知

参考：国立特別支援教育総合研究所（2019）：高等学校教員のための「通級による指導」ガイドブック  
※協議会の説明のために、説明順序を入れ替えています。

25

## (1) 通級による指導の位置づけ

学校全体での取組の延長としての通級による指導を導入

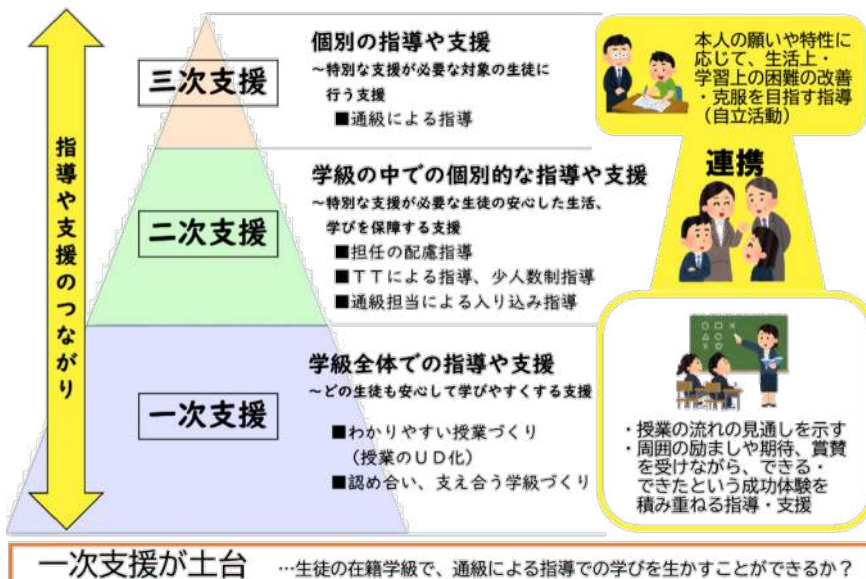


資料提供：A 高等学校（全日制職業学科）

27

## (1) 通級による指導の位置づけ

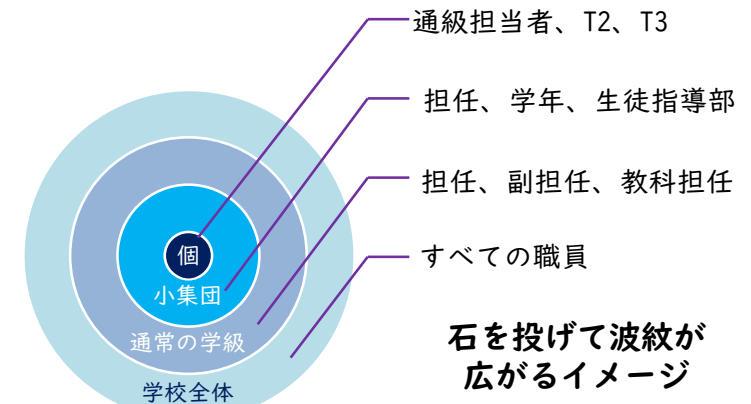
インクルーシブ教育システム構築に向けた校内委員会での協議～一次支援・二次支援の充実の検討～



参考：R5 文部科学省特別支援教育教育課程研究協議会 講師資料（常葉大学・笹森洋樹氏） 26

## (1) 通級による指導の位置づけ

通級の実践を通常の学級の指導・支援に広げる



※通級の教材等を通常の学級でも使用できるようにアレンジして教材集として整理  
※チームティーチングを行うことで、T2の教員が通常の学級で実践

資料提供：B 高等学校（全日制普通科）

28

## (5) 対象生徒のニーズ把握と決定のプロセス

	特別支援教育コーディネーター	通級担当者
3月	・中・高連絡会から情報を整理	<通級検討会議> ・対象生徒の決定 ・個別の指導計画の作成 ・指導状況の把握 ・単位認定に関する協議
4月	・職員研修（生徒支援） ・支援・配慮を要する生徒の共通理解	
6月	・リクエスト相談アンケート、客観評価 ・1学年生徒情報共有会	
7月	・「気になる生徒」の情報提供を依頼	
8月	・拡大学年会（1学年・2学年）	
9月	・1学年クラス別ケース会、2学年ケース会 ・教育課程説明会で「通級による指導」を説明	
10月	・リクエスト相談アンケート、客観評価	

資料提供：C高等学校（全日制普通科）

29

## 全ての生徒を対象とした支援

生徒が自分で選べるようにした。

数種類の計画表を準備

資料提供：高等学校（全日制普通科）

31

## 全ての生徒を対象とした支援

試験前の学習計画表配布



数種類から選択可

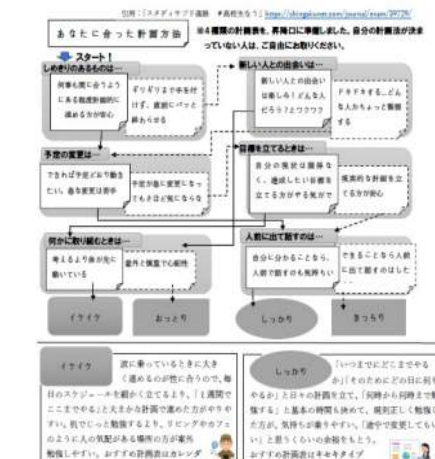
資料提供：高等学校（全日制普通科）

30

## 全ての生徒を対象とした支援

計画実行スキル

未来つくるプロジェクト通信 Vol.1 「計画実行スキル」



資料提供：高等学校（全日制普通科）

32



【学習に関する個別的な配慮】

配慮内容	場面	配慮内容	場面
座席指定	学級	行事予定を早めに伝える	日常
提出物の情報を1箇所にとめる	学級	初めて経験する行事等について、個別指導	日常
優先順位付け	課題	クールダウンする部屋の確保	日常
量の調整	課題	質問への丁寧な対応	日常
支援員による個別援助	課題	準備するものの視覚化	日常
提出期限の延長	課題	人間関係の苦手さに対する個別指導	日常
板書の写真撮影許可	課題	指示や手順の視覚化	日常
記入が間に合わなかった時の個別援助	授業中	試験範囲や課題内容の個別的な確認	日常
大切な部分は、視覚情報で伝える	授業中	伝達事項の視覚化	日常
授業中の指名を控える	授業中	定期的な個別相談時間の設定	日常
人前での発表を免除する	授業中	日々のスケジュールの個別確認	日常
リモート授業視聴可	授業中	別室受験可	定期考査
イヤホン・ノイズキャンセリング使用可	授業中	かたかなをひらがなで出題	定期考査
音読の免除	授業中	試験時間延長	定期考査

資料提供：高等学校（全日制普通科）

個々の生徒への指導・支援に求められること

■ **落ち着ける環境を保障する**

- 自分に合ったペースで学べる環境を保障する
- 友達と比べない、個人のがんばりを評価する

■ **自分に合った学び方を知る**

- 誤学習による苦手意識を根付かせない
- 失敗を成功に変える経験を積ませる

■ **うまくいかないときの対応方法を学ぶ**

- わからないことは教えてもらえばよいことを教える
- 失敗しても大丈夫という気持ちを育てる

特性を活かす理解と環境を調整する視点が重要  
(弱みを強みでカバーする)

個々の生徒への指導・支援に求められること

■ **障害や自己理解に関すること**

障害認識、自己理解、特性理解（得意・苦手なこと）、リフレーミング、自己評価と他者評価 など

■ **ライフスキルに関すること**

挨拶、整理整頓、身辺自立、時間の概念、健康管理、金銭管理、電話応対、メモの取り方、スケジュール管理、余暇活動など

■ **ソーシャルスキルに関すること**

対人関係スキル、ストレスコーピング、状況判断、問題解決能力、援助要請の仕方 など

■ **学習スキルに関すること**

認知特性に応じた学習方法の習得、知識や情報の補充、認知機能強化、手先の巧緻性 など

(5) 自立活動を参考とした指導内容の例

【ライフスキルに関すること】

- ・ 生徒の生活や学習の状況に関する実態把握
- ・ 課題となる状況が改善した後の姿の共有
- ・ 授業の予習・復習に関すること（定期考査等に向けて）
- ・ 校内や校外模試、行事等スケジュールの把握
- ・ ICT（リマインダー、生活の記録等）、メモ、付箋の活用
- ・ 睡眠状況の確認（スマートウォッチ等）
- ・ todoリストの作成（日、週、学期、優先順位）
- ・ 成績を上げるための具体的な行動
- ・ 後回し行動への対処

資料提供：D高等学校（全日制普通科）

## (5) 自立活動を参考とした指導内容の例

### 【学習スキルに関すること】

- ・インプット中心の学習からアウトプットを重視した学習
- ・集中学習から分散学習へ
- ・認知特性を意識した指導・支援
- ・学習動画の有効な活用
- ・ICTを活用した学習の提案、実践（撮影した写真をテキスト化して読み上げ等）
- ・環境設定（休憩時間の設定、集中しやすい場所、スマホとの付き合い方、学習が分からないときの対処方法）

資料提供：D高等学校（全日制普通科）

37

## (5) 自立活動を参考とした指導内容の例

### 【進路等に関すること】

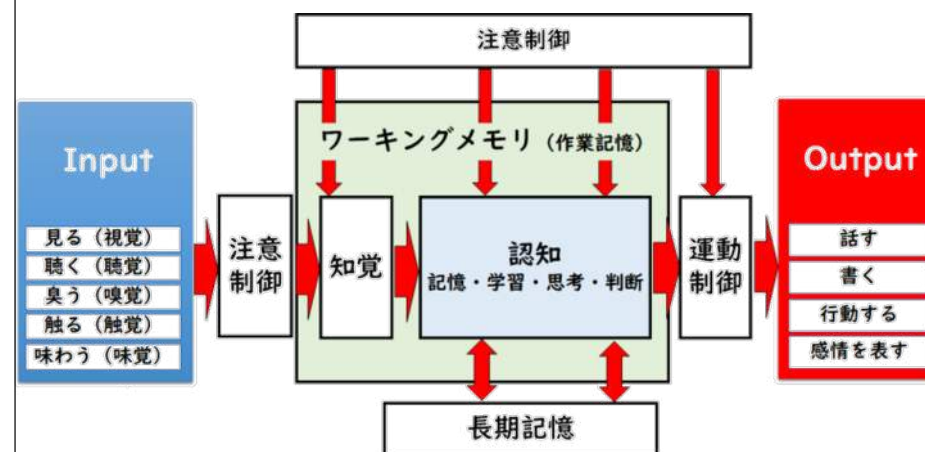
- ・一般就労と福祉就労の違い
- ・困った時の周囲への依頼
- ・周囲から依頼があった際の対応（断り方を含む）
- ・受験時の配慮に向けた情報収集
- ・障害学生支援室の利用に関すること
  - ※配慮を要する学生のためのオープンキャンパスへの参加
- ・受験時、入学（入社）後に向けて（こんな時どうする？）
- ・自分の特性や必要な支援等の説明

資料提供：D高等学校（全日制普通科）

38

## Ⅲ. 教員の特性への注目

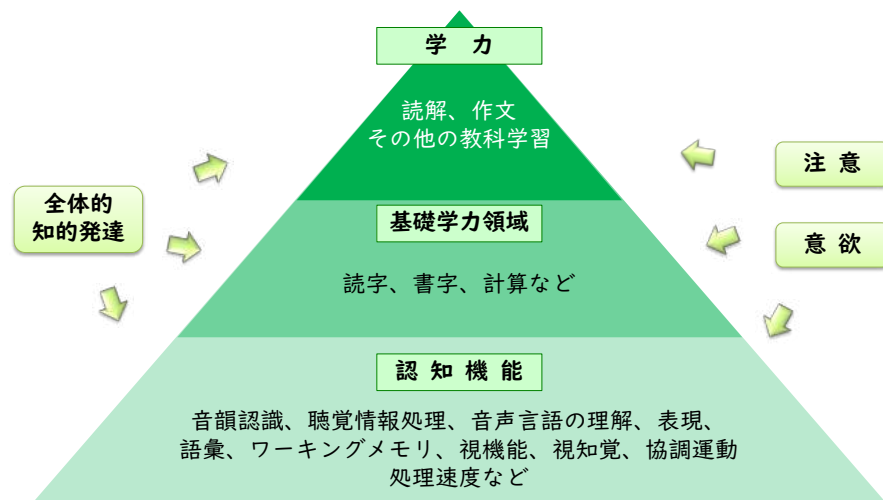
## 困難さの背景を考える（認知機能への注目）



認知機能の見える化プロジェクト  
<https://cogniscale.jp/characteristics/>

40

## 学力と認知機能



玉井 浩、若宮 英司(2016) 医療スタッフのためのLD診療・支援入門

41

## 例えば、視覚優位な方は・・・

- 人の顔を覚えるのが得意 (思い出しやすい)
- 絵、写真、グラフ、動画など視覚的に示されたものを理解しやすい
- 絵を描くことが得意であることが比較的多い
- 漢字を部首で覚えるのが得意
- 文字だけの文章題を苦手とする
- 漢字を似た字と間違えて書いてしまう
- 場面は思い出せるけど、細かい会話の内容が思い出せない

こども発達支援研究会 (<https://kohaken.net/>)

43

## 認知特性に応じた指導や支援

目で見ると、耳で聞くなどの五感を中心とした感覚器から入ってきた様々な情報を、脳の中で「整理」「記憶」「理解」する能力

- ① 「視覚優位」 ⇒ 情報を「見て処理する」のが得意
- ② 「聴覚優位」 ⇒ 情報を「聞いて処理する」のが得意
- ③ 「言語優位」 ⇒ 情報を「言葉で処理する」のが得意

42

## 例えば、聴覚優位な方は・・・

- 口頭指示の理解が得意
- 音楽を聴いているとすぐに歌詞を覚える
- 英語のリスニングが得意
- 初めて会う人の顔を覚えるのに時間がかかる
- 音楽を聴きながら勉強することができない  
(頭の中で音楽が流れて、思考が邪魔をされる)
- 読みが同じ漢字と間違える

こども発達支援研究会 (<https://kohaken.net/>)

44

## 継次処理と同時処理

情報を整理したり、記憶したり、理解したりする方法には「継次処理」と「同時処理」があると考えられ、認知処理様式と呼ばれる。

### <継次処理>

情報を1つずつ時間的な順序で、連続的に処理していくこと。

### <同時処理>

一度に与えられた多くの情報を空間的、全体的に統合し処理していくこと。

## 発達障害ナビポータル (https://hattatsu.go.jp/)

## 発達障害教育推進センター (http://cpedd.nise.go.jp/)